



# 12日に納税通知を発送

## 国保税介護納付金分の税率が改正

区分	率・金額
所得割額税率	7.9%
資産割額税率	9.0%
被保険者均等割額 (1人当たり)	2万5,200円
世帯別平等割額 (1世帯当たり)	2万400円
課税限度額	53万円

加入者のうち四十歳以上六十五歳未満の人(介護保険第一号被保険者)に課税される介護保険の保険料です。

### 国保税の税率

医療給付費分は医療費の増加による不足が見込まれますが、国保基金から繰り入れして税率を据え置きました(表1のとおり)。介護納付金分は、本市に通知された本年度分の介護納付金額が増えたため、税率改正を行いました(表2のとおり)。

### 納税義務者

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国保に加入していないでも家族の誰かが加入していれば、世帯主へ納税通知書を送ります。本年度は七月十二日に発送する予定です。

### 国保税の軽減制度

前年中の所得が一定金額以下の世帯は、国保税の軽減制度があります。しかし確定申告や住民税の申告をしていないと、軽減制度を受けることができません。

区分	改正前	改正後
所得割額税率	1.4%	1.6%
被保険者均等割額 (1人当たり)	8,160円	1万560円
世帯別平等割額 (1世帯当たり)	2,400円	
課税限度額	8万円	

必ず申告してください。

軽減内容 前年中の所得が三十三万円を超えない世帯は、均等割額と平等割額を六割軽減。前年中の所得が三十三万円に世帯主を除く被保険者一人当たり二十四万五千円を加算した額を超えない世帯は均等割額と平等割額を四割軽減。

### 納付が困難な場合

災害などの特別な事情で国保税を納付できないときは、申請で減免を受けられることもあります。

### 滞納が続くと

特別な事情がなく滞納が続くと、保険証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付されます。医療機関窓口では、医療費などをいったんは全額支払わなくてはなりません。

問い合わせは国保年金課 890 6250へ。

## 入院時の自己負担金を減額します

# 70歳以上の国保加入者に



市民税非課税世帯で国保加入者のうち七十歳以上(昭和七年十月一日以降生まれ)の人は、入院時に保険医療機関の窓口で保険証と「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示してください。一部負担金額が軽減され、食事療養費の標準負担額が減額されます。認定は市役所国保年金課へ申請し、認定されると交付します。

### 老人保健の人

七十五歳以上が昭和七年九月三十日以前に生まれた人で、市民税非課税世帯の人は、申請を行い、認定されると「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付。世帯全員の所得金額がないか老齢福祉年金を受給している人は、表1の低所得の対象になります。

入院時一部負担金を軽減  
表1のとおり。  
入院時食事療養費標準負担額  
表2のとおり。  
七十歳未満の国保加入者  
市民税非課税世帯で七十歳未満の世帯と国保加入者は、申請し認定されると「国民健康保険標準負担額減額認定証」を交付。

問い合わせは国保医療は国保年金課 890 6249、老人医療は同課 890 6253へ。

区分	対象	入院および世帯ごとの限度額
低所得	世帯主と国保加入者(老人保健は世帯全員)が市民税非課税で収入から必要経費・控除を引くと所得がなくなる世帯に属する人	1万5,000円
低所得	世帯主と国保加入者(老人保健は世帯全員)が市民税非課税の人	2万4,600円

対象	1日の限度額	
一般	780円	
市民税非課税世帯の人(70歳以上は表1で低所得の人)	90日まで	650円
	過去1年間に91日以上	500円
70歳以上で表1の低所得の人	300円	